

他目的使用並びに手数料徴収規程 第5条

使用料 別表

種類	単位		使用料	備考
	基礎	期間		
電柱	1本	1年	400円	九電・NTT電柱敷地賃借料については、電気通信事業法施行令により定める額とする
鉄塔	1m ³	1年	100円 200円	
管	1m	1年	250円	φ100未満
			400円	φ100以上
広告物	1m ³	1年	1,000円	広告面の面積
橋梁	1m ³	1年	250円	橋梁の面積
建物	1m ³	1年	250円	仮設建物に限る
浄化槽（10人槽）	1件	1年	2,500円	
浄化槽（20人槽）	1件	1年	4,000円	
浄化槽（30人槽）	1件	1年	6,000円	
浄化槽（40人槽）	1件	1年	8,000円	
浄化槽（50人槽）	1件	1年	10,000円	
浄化槽（50人槽以上）	1件	1年	+200円	1人増すごとに

※浄化槽の使用料については、20年分を一括して徴収することとする。

尚、20年以下での撤去の際の返金や20年経過後の更新（再請求）等を行わないこととする。